

生駒市規則第 5 号

生駒市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 1 8 年 3 月 2 4 日

生駒市長 山下 真

生駒市公印規則の一部を改正する規則

生駒市公印規則（平成 9 年 3 月生駒市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の専用公印の表の 1 0 の項中「戸籍事務、住民基本台帳事務及び外国人登録事務」を「戸籍記載用」に改め、同表に次のように加える。

11	市長認印	てん書	縦 7mm 横 7mm	<table border="1"><tr><td>何 市長 某 長</td></tr></table> <p>何某は市長の氏を表示する</p>	何 市長 某 長	住民基本台帳カード 及び外国人登録証明 書記載用	市民課長
何 市長 某 長							

附 則

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。